

葛飾区人権啓発紙

じんけん

こんにちはは人権

Vol.14

発行・編集／葛飾区総務部人権推進課
〒124-0012
葛飾区立石 5-27-1 ウィメンズバル内
☎ 03-5654-8148

「誰か」のこと じゃない。▶▶▶ 12月4日～10日は人権週間です



人権イメージキャラクター 人 KEN まもる君



人権イメージキャラクター 人 KEN あゆみちゃん

社会の変化に伴い、人権問題は多様化・複雑化しています。人権は誰にとっても身近で大切なものです。人権週間となるこの機会にあらためて考えてみませんか？

「ぬるま湯を飲むとコロナにかからない」という情報を広めた人たちも、デマで社会を惑わそうなどという悪意は一切なく、ただBの使命感に駆られていただけです。

デマへの警鐘のつもりだったCの行動は、「そのデマを信じた人たちが実際に買い占めに走るかもしれない」と、結局パニックを煽ってしまいました。

——では、どうすれば良いのでしょうか。真偽不詳な情報が飛び交う今、善意で人権侵害や混乱・分断を煽る加害者となってしまうまいように、この講演で《四つのキーワード》を身につけましょう！

A 自分は、絶対に人を差別しない。ただ、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための情報発信は、積極的に行う。

B 自分は、コロナをめぐる新しい情報を知ったときには、皆の役に立つ話だったら、一刻も早く知人に拡散する。

C 自分は、「トイレレットペーパーがなくなる」というデマを信じたりはしなかった。でも、「そういうデマがあるから気をつけて」という注意喚起は積極的に広めた。

あなたは、当ではまりませんか？

テーマ	あふれる情報の中で ～人権侵害加害者とならないために～
日時	令和3年12月18日(土) 午後2時から午後4時(開場午後1時30分)
場所	ウィメンズバル 多目的ホール (立石5-27-1)
保育	1歳以上就学前のお子さんが対象(先着6名)
申込み	<p>会場での参加 先着100名 電話かFAXでお申込みください。 《はなしょうぶコール》 電話：03-6758-2222 (午前8時～午後8時) FAX：03-6758-2223 (24時間対応) ※FAXでお申込みの際は、以下をご記入ください。 ①「12月18日 人権講演会」 ②氏名 ③住所 ④電話番号・返信用FAX番号 ⑤年齢 ⑥保育希望の有無(有の場合はお子さんの名前・年齢)</p> <p>オンライン (Zoom) での参加 先着25名 メールでお申込みください。 メールアドレス：031200@city.katsushika.lg.jp ①「12月18日 人権講演会」 ②氏名 ③住所 ④電話番号 ⑤年齢 をご記入ください。</p>
主催	葛飾区、葛飾区教育委員会、東京人権擁護委員協議会葛飾地区人権擁護委員会
問い合わせ	人権推進課(☎03-5654-8148)

人権週間記念講演会のお知らせ



講師

下村 健一 さん

白鷗大学 特任教授

●プロフィール
TBSに入社し報道アナウンサーを経てフリーキャスターに転身。慶應義塾大学特別招聘教授、関西大学特任教授などを歴任し、現在は白鷗大学特任教授。
小学教科書の執筆から企業研修まで、幅広い年代のメディア・情報教育に携わる。



※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来場の際はマスクの着用をお願いいたします。体調不良や発熱がある場合は受講をお控えください。

人権擁護委員は、相手への思いやりの心を育てます

人権の花運動

草花を育てることをとおし命の尊さを学び、思いやりの心をはぐくんでいます。

人権擁護委員とは

法務大臣から委託された民間ボランティアです。人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしています。



水元小学校



木根川小学校



鎌倉小学校

葛飾区では令和3年7月に策定した新たな「葛飾区基本計画」に基づき、人権や多様性が尊重され、すべての人が自分らしく暮らせる地域社会を目指しています。

お互いの個性や違いを認め、共に支えあい、一人ひとりが持てる力を発揮しながら幸せに生きていくために私たちの周りには様々な人権問題について考えてみましょう。

主な人権問題

女性（男女平等）

世界経済フォーラムが各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は世界的に見て低い順位が続いています。

男性・女性という性別だけで役割を決めようとする意識が根強く残っており、家庭や職場における男女格差解消への取組を進める必要があります。

また、配偶者などからの暴力（DV）やアダルトビデオ（AV）への出演強要などの性犯罪・性暴力の問題も発生しています。

調査対象国数と日本の順位



ジェンダー・ギャップ指数 2021 各分野のスコア

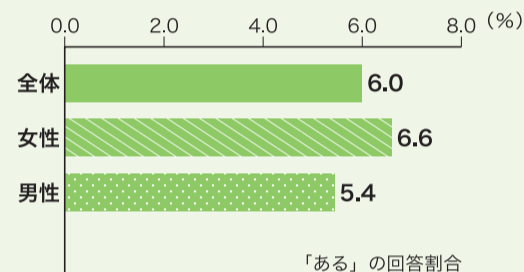


性自認・性的指向

自分の性別をどのように認識するか（性自認）、どの性別を好きになるか（性的指向）など、性のあり方は多様です。しかし、同性愛や心と身体の性別が一致しないことなどに対する差別や偏見に悩み、学校や職場で孤立してしまうことがあります。

「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査（令和2年）」では自分の性別で悩んだことがあると回答した人は6%、10～30歳代では10%を超えています。

自分の性別について悩んだことはありますか



障害者

段差などの物理的障壁（バリア）以外にも、障害がある人への無理解から生じる差別や偏見などの「心のバリア」があります。

東京2020パラリンピックでは、創意工夫しながら挑むアスリートに魅了されるとともに、障害に応じたクラス分けやアスリートを支える人々の存在も話題になりました。障害への理解を深め、障害の有無にかかわらず尊重しながら共生する社会の実現を目指しましょう。

疾病（新型コロナウイルス感染症・HIV感染者・ハンセン病元患者等）

病気に対する誤った知識による差別や偏見で苦しんでいる人がいます。

新型コロナウイルス感染症では、感染者やその家族、医療従事者に対する差別や偏見などがあります。不確かな情報に惑わされ人権侵害につながることはないように、また感謝や理解の気持ちを忘れないよう心がけましょう。

高齢者

人生100年時代に向けて高齢者の担う役割も見直されていますが、介護者による虐待や地域での孤立など高齢者の人権問題が発生しています。

豊かな経験や知識を活かしつつ、高齢者が安心して暮らしていけるよう、共に社会を生きる仲間として支えあいましょう。

外国人

言葉や文化、習慣の違いから、入店拒否やアパートへの入居を断られるなど外国人をめぐって様々な人権問題が発生しており、ヘイトスピーチといわれる特定の民族や国籍の人々への差別的言動も問題になっています。相互理解を深め、誰もが暮らしやすい多文化共生社会の実現を目指しましょう。

※「子ども」「同和問題（部落差別）」などについては、4面をご覧ください。

【相談窓口】ひとりで悩まずに、ご相談ください（相談は無料・秘密は守られます）

●人権に関する相談

- みんなの人権110番 0570-003-110（ナビダイヤル）
- 女性の人権ホットライン 0570-070-810（ナビダイヤル）
- 外国語人権相談ダイヤル 0570-090-911（ナビダイヤル）
（Foreign-language Human Rights Hotline）

●葛飾区男女平等推進センター

- 女性のための法律相談 03-5698-2211（要予約）
火曜日/午後1時30分～午後4時30分（祝日・年末年始を除く）
- 悩みごと相談 03-5698-2213（要予約）
月・火・木・金曜日/午前10時～午後5時
水曜日/午後1時～午後8時（午後5時以降は電話相談のみで男性からの相談にも対応）
（祝日・年末年始を除く）
- LGBTs相談 03-5654-8148（要予約）月1回 土曜日の午後3時間

●性犯罪・性暴力に関する相談

- 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター
03-5607-0799「性暴力救済ダイヤル NaNa」（24時間）
- 内閣府「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」
#8891（全国共通短縮ダイヤル）
- 警察 性犯罪被害相談 #8103（全国共通短縮ダイヤル）
「AV出演強要」などの被害・相談専用 #9110（全国共通短縮ダイヤル）

●DVに関する相談

- 葛飾区女性のための暴力相談（DV相談） 03-5698-2211（要予約）
月・木曜日/午前10時～午後5時（祝日・年末年始を除く）
- 東京ウィメンズプラザ
（一般相談） 03-5467-2455
午前9時～午後9時（年末年始を除く）
（男性のための悩み相談） 03-3400-5313（要予約）
月・水曜日/午後5時～午後8時（祝日・年末年始を除く）
土曜日/午後2時～午後5時（祝日・年末年始を除く）
（DV専用ダイヤル） 03-5467-1721
午前9時～午後9時（年末年始を除く）
- 東京都女性相談センター 03-5261-3110
月～金曜日/午前9時～午後8時（祝日・年末年始を除く）
夜間・休日の緊急時 03-5261-3911
- 内閣府「DV相談+（プラス）」
0120-279-889（つなぐ はやく）
電話・メール 24時間受付
チャット 正午～午後10時
<https://soudanplus.jp>

多様性が輝くまち、かつしか

「女らしさ」「男らしさ」から 「自分らしさ」「その人らしさ」へむかって



私たちが「男って!」「だから女は…」と言うとき、どんな気持ちでいるでしょう。イライラしている、腹を立てている、ガッカリしている、あきらめてうんざりしている…。こんな気持ちになってしまうのは、相手に対して「こうするのが当たり前」という思い込みがあるからではないでしょうか。

一般的に女の子は小さいときから「明るい」「かわいい」「やさしい」など、本人の能力よりも、人に受け入れられ承認されることで「よい子」とほめられる傾向があります。社会の中で誰かのセカンド的な役割を務め、能力の高さに関係なく、形の上で男性を立てる…。それは「謙虚さ」として評価され、反対に自分の意見がしっかりあり、力を発揮したいと願うと「わがまま、協調性がない」などと言われがちです。

一方男の子は小さいときから「勉強ができる」「特技がある」「おもしろい奴」など、本人の特別な能力を認められることで自信を得るように背中を押され、ときに激しい競争に参加することをやむなくされます。あまり目立たず、身体を動かすのも得意でないと劣等感を持ってしまう子もいるでしょう。また男性がお金に細かいと「度量が狭い」など、人格まで表す非難になることもあり、私的な領域や「女の仕事」といわれる分野で男性が働くと「男のすることではない」などと揶揄されたり、正当に評価が得られないこともあります。「育休を取りづらい」のもそうした理由があるでしょう。



けれども、性別から「それが当たり前」と思い込むのは、価値観の押し付けです。持ち味や才能は、性別に関係なく、その人らしさから溢れてくる力です。「女らしさ」「男らしさ」よりも、「その人らしさ」を活かし合ひましょう。価値観の違いは、それが正しいか間違っているかではなく、考え方の違いのあらわれに過ぎません。一人ひとりの価値観は違って当たり前のもの。押し付け合いはやめて、

違いを認めた上で、どうするかを考えましょう。

「それが当たり前という思い込み」に気を取られると、自分の本当の望みや願いが後回しになるばかりか、個人的な望みが間違っていることのように感じられてしまいます。「思い込み」のプレッシャーが強すぎると、それをこなしたりそれに耐えたりするだけで精一杯になり、自分を責めたり自信を失いがちです。

「思い込み」を見直すと、そこに「自分らしさ」のスペースをつくることができます。もし「これは違う」「私は…したい」という想いがわき上がってきたら、それをキャッチして「私はどうしたいの?」と自分に聞いてみましょう。「小さな訴え」や「ささやかな想い」の中に、「自分らしさ」が顔を出しています。好きなことはありますか?よくがんばったなあと思うことはありますか?しあわせだなあと感じるのはどんなときですか?それらは自分らしい力のあらわれです。自分が自分の味方になってポジティブなエネルギーを取り戻しましょう。またそれは、誰にとっても大切なこと。相手が「これまでと違うなにか」を感じているようなら、まずは受け止めてみましょう。「それでいいよ」と声をかけ、その人の歩みを応援しましょう。「自分らしさ」と「その人らしさ」、それぞれの違いを認め、お互いの気持ちを尊重できたら素敵ですよ。



執筆者プロフィール
岩井 美代子 (いわい みよこ) さん
 1952年東京生まれ
 「The Focusing Institute」認定トレーナー
 精神保健福祉士
 著書
 『私のところが決めていい』
 『女と男じゃなくて私とあなたで話そう』

子どもの人権ってなんだろう

子どもにも大人と同じ、ひとりの人間としての権利があります

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は1990年に発効され、日本は1994年に批准しました。子どもの権利条約には、子どもが幸せに生きるためにいろいろなことが定められています。すべての大人はこの条約を守り、またこの権利があることを子どもに知らせなければなりません。

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

1. 生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



© 日本ユニセフ協会

2. 育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



© 日本ユニセフ協会

3. 守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



© 日本ユニセフ協会

4. 参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること



© 日本ユニセフ協会

出典：(公財)日本ユニセフ協会ホームページ

子どもの人権110番

(法務局人権擁護局 全国人権擁護委員連合会)



0120-007-110



いじめや虐待にあって悩んでいる子どもや、子どもの人権について相談したい方のための電話です。

差別のない社会を目指して

同和問題(部落差別)を知っていますか

同和問題について、あなたはどのように思いますか? 「昔の話でしょ?」と感じていませんか。

「葛飾区世論調査」では、同和問題について約3割の人が「知らない」と回答しています。さらに、子どもの結婚相手と同和地区(被差別部落)出身者だった場合の対応として、「反対する」と「賛成するが、相手の家族とはあまり親戚付き合いをしない」と回答した人を合わせると約1割弱の人がおり、「わからない」と回答した人は約半数います。

◆同和問題(部落差別)とは

日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、今でも様々な形で表れている重大な人権問題です。

封建時代において、武具・馬具や多くの生活用品に必要な皮革を作る仕事や、地域の警備を行うなど、当時の生活に欠かせない役目を専門に担っていた人々がいましたが、住む場所、仕事、結婚、交際など生活のすべての面で厳しい制限を受け、差別されていました。

それらの人々が住まわされていた所が「同和地区(被差別部落)」といわれ、同和地区の出身であるという理由だけで、今でもいわれなき差別を受けている人々がいます。

◆みんなの力で解決しよう

平成28年12月16日に「部落差別のない社会を実現すること」を目的として「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。

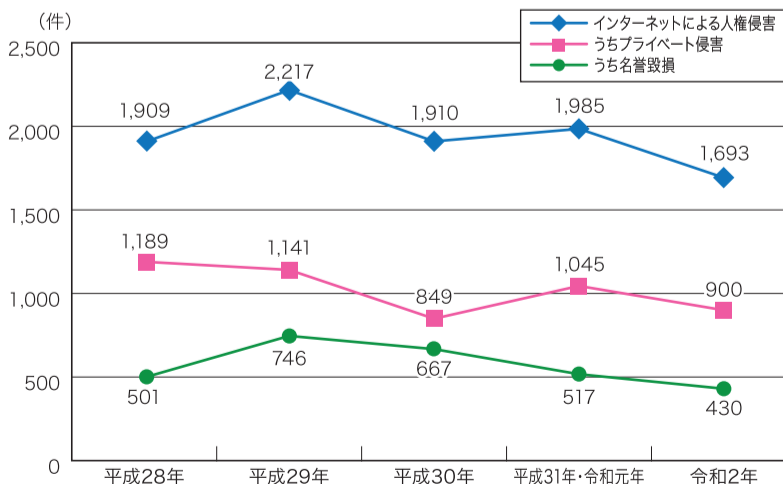
同和問題は今なお続いている人権問題です。一人ひとりが自分にかかわる問題として差別の現実を知り、どうすれば差別をなくすることができるのかを考え、行動することが大切です。

インターネットと人権

インターネットが普及し、コミュニケーションの輪が広がるなど便利になりましたが、匿名性、情報発信の安易さから、プライバシー侵害や名誉棄損などの人権侵害が深刻化しています。

インターネットを利用した差別的な書き込みが後を絶たず、同和問題においては不当な差別的取り扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘する事案が発生するなど平穏な生活が脅かされるのではないかと不安を抱えています。また、子どもたちの間でも、SNS上でのいじめのほか性的被害や暴力行為に遭うなど犯罪の被害者や加害者になるケースが発生しています。

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件の推移



出典：法務省ウェブサイト
(https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00006.html)

インターネットの利用にあたっては、常に書き込みの相手や読み手に配慮することが大切です。インターネットの特性を踏まえた上で、ルールやモラルを守って楽しく利用しましょう。